

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月14日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限	
原乳	2市6町3村 ^{*1}	—	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村 ^{*2}	2市6町3村 ^{*2}	
結球性葉菜類 (キャベツ等)			
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—	
カブ		—	
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村	
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—	
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—	
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町	
野菜類	たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
	わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
	くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
	たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
	ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
	こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
	ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
	わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
	ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
	ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
穀類	クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
	キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
米(平成23年産)	米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
	米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	
水産物	ヤママ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。)ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物40種 ^{*4}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉	牛の肉 ^{*5}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
	イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村 ^{*6}
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塩原村、湯川村、昭和村、楢葉町、櫛枝岐村	—
	ヤマドリの肉	全域	—

*1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋と原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、飯館村

*2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字五台山、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋と原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、飯館村

*3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏以上の30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字芋屋大森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字芋屋横川、原町区馬場字芋屋師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班までの一部、2089林班から2091林班までの一部、2095林班から2099林班までの区域を除く。)、福島市(旧福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川町、旧金谷川及び旧水原村の区域に限る。)、伊達市(日月館町(月館町月館)開下ノ下、松橋川町、向江及び館ノ腰に限る。)及び月館町御代田(北、東、西及び新堀内に限る。)に限る。)、旧掛田町(壹山町山野川に限る。)、旧柱沢村(奥原町所沢、明夫内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ口、河原田、東深町、西深町及び東田に限る。)及び保原町柱田(挿田、平、宮ノ内、前田、稻荷妻、砂子下及び椎岸に限る。)に限る。)、旧擺本村(梁川町大閑(寺脇、清水、湊水、松平、久保、棚塚、里ヶ、山ノ口、宝木沢、笠石及び土台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村(旧上保原村、旧雲山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町八幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧洪川町(洪川及び米坂に限る。)、旧下村、旧小浜町、旧塩沢村、旧木沢村、旧芦沢村、旧石井村、旧新殿村、旧太田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧和木沢村(沢尻村)及び旧本宮町の区域に限る。)、桑折町(旧半田村及び旧小坂村の区域に限る。)、国見町(旧大木戸村及び旧坂村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋町の区域に限る。)及び大玉村(旧玉井村の区域に限る。)

*4 アイナメ、アカガレイ、アカシタビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、インガレイ、ウスメカリ、ウミタガ、エゾイナメイク、キツネメバル、クロウシナシ、クロイダイ、ケムシカジマ、コモンカスベ、サクラマス、サブロバ、ショウサイフグ、シロメバ、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌマガレイ、ハバガレイ、ヒガングフ、ヒラメ、ホウボウ、ホシガレイ、ホシザメ、マアナゴ、マガレイ、マコチ、マダラ、マツカツ、ムシガレイ、ミタカレイ、ピノスガイ、キタマラサキウニ

*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

*6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年11月14日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
穀類	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
水産物	ソバ	盛岡市(旧浜沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
宮城県	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町	
タケノコ	白石市、栗原市、丸森町	
キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市	
くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町	
こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町	
ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町	
水産物	ヒガシフグ	宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
山形県	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモリカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
水産物	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
 (平成24年11月14日 現在)

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、 みなかみ町 、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
その他	茶	渋川市
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	鳳木シイタケ(靈地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、 富津市 、印西市、白井市、山武市
	鳳木シイタケ(施設栽培)	富津市 、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

(參考資料 2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

福島県		出荷制限
原乳	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~4.8解除: 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 H23.3.21~4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 H23.3.21~4.21解除: 相馬市、新地町 H23.3.21~5.1解除: 南相馬市（福島市のうち、烏崎、大内、川子及び塙崎を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21~6.8解除: 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉町助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、川内村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。） H23.3.21~10.7解除: 会津若松市、桑折町、天栄町、榆枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、裕葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.21~: 下記の地域以外 H23.3.21~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.21~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	
	H23.3.21~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	
	H23.3.21~6.1解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村	
	H23.3.21~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村	
	H23.3.21~11.4解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）	
	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23~5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村
		H23.3.23~6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
非球性葉菜類 (ホウレンソウ、 コマツナ等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村
		H23.3.23~6.23解除: 広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村
		H23.3.23~5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村 H23.3.23~5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
アブラナ科の花薔薇類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~10.26解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~10.26解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村
		H23.3.23~11.4解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村、只見町
カブ	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村 H23.3.23~5.11解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~5.4解除: 都市市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄町、玉川村、平田村
		H23.3.23~6.15解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村
野菜類	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~10.26解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	H23.3.23~: 下記の地域以外 H23.3.23~10.26解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村
		H23.3.23~11.4解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村、只見町
原木しいたけ(露地栽培)	H23.4.13~: 伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、磐町、楢葉町、広野町、川根町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）	H23.4.13~: 伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、磐町、楢葉町、広野町、川根町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.4.14~: 本宮市
野菜類	H23.4.13~5.16解除: 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、新地町 H23.4.13~12.25解除: 川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字平峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）	H23.4.13~: 伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、磐町、楢葉町、広野町、川根町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
		H23.4.14~: 本宮市
原木しいたけ(施設栽培)	H23.7.19~: 伊達市 H23.7.22~: 新地町 H23.7.19~9.1解除: 本宮市	H23.7.19~: 伊達市 H23.7.22~: 新地町 H23.7.19~9.1解除: 本宮市
		H23.11.14~: 川俣町 H23.10.31~: 相馬市、いわき市
原木ナメコ(露地栽培)	H23.5.9~: 榛名川町、古殿町(岩槻樹木に黒ずる野生キノコに限る) H23.9.19~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、栗原町、川根町、葛尾村、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村	H23.5.9~: 榛名川町、古殿町(岩槻樹木に黒ずる野生キノコに限る) H23.9.19~: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、栗原町、川根町、葛尾村、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、榆枝岐村
		Kイノコ類(野生のものに限る。)
たけのこ	H23.5.9~: 喜多方市 H24.10.18~: 榛名川町、古殿町 H24.7.19~: 伊達市 H24.7.22~: 新地町 H24.7.19~9.1解除: 本宮市	H23.5.9~: 喜多方市 H24.10.18~: 榛名川町、古殿町 H24.7.19~: 伊達市 H24.7.22~: 新地町 H24.7.19~9.1解除: 本宮市
		H23.11.14~: 川俣町 H23.10.31~: 相馬市、いわき市
わさび(畑において栽培されたものに限る。)	H24.4.16~: 伊達市、川根町 H23.5.13~21解除: 国見町 H24.4.18~: 福島市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.10~: 一本松市、大玉村 H24.5.10~14: 榛名川町、古殿町	H24.4.16~: 伊達市、川根町 H23.5.13~21解除: 国見町 H24.4.18~: 福島市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.10~: 一本松市、大玉村 H24.5.10~14: 榛名川町、古殿町
		H24.5.10~: 一本松市、大玉村
くさそてつ(ごごみ)	H23.5.9~: 福島市、二本松市、伊達市、桑折町、川根町、西郷町 H23.5.10~30解除: 平田村	H23.5.9~: 福島市、二本松市、伊達市、桑折町、川根町、西郷町 H23.5.10~30解除: 平田村
		H23.5.9~6.8解除: いわき市
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.9~: 田代町 H24.4.13~: 伊達市、新地町 H24.4.18~: 伊達市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.7~: 須賀川市 H24.6.25~: 那須市	H24.4.9~: 田代町 H24.4.13~: 伊達市、新地町 H24.4.18~: 伊達市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.2~: 二本松市、大玉村 H24.5.7~: 須賀川市 H24.6.25~: 那須市
		H24.4.18~: 伊達市、新地町 H24.4.23~: 広野町 H24.5.10~: 二本松市、大玉村 H24.5.14~: 川根町
ふきのとう(野生のものに限る。)	H24.4.9~: 福島市、川根町、田代町、相馬市、広野町 H24.4.18~: 伊達市、新地町、国見町	H24.4.9~: 福島市、川根町、田代町、相馬市、広野町 H24.4.18~: 伊達市、新地町、国見町
		H24.4.18~: 福島市、二本松市
こしあぶら	H24.5.7~: 那須市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、境町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢来町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷町、鮫川村 H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川根町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 猪苗代町 H24.5.22~: いわき市、二本松市	H24.5.7~: 那須市、白河市、喜多方市、会津美里町、棚倉町、境町 H24.5.10~: 伊達市、国見町、矢来町、磐梯町、下郷町、大玉村、西郷町、鮫川村 H24.5.14~: 須賀川市、いわき市、川根町、石川町、天栄村 H24.5.17~: 猪苗代町 H24.5.22~: いわき市、二本松市
		H24.5.10~: 伊達市、新地町
ぜんまい	H24.5.10~: 相馬市 H24.5.24~: 川根町	H24.5.10~: 相馬市 H24.5.24~: 川根町
		H24.5.10~: 二本松市
わらび	H24.5.10~: いわき市、伊達市、新地町 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川根町	H24.5.10~: いわき市、伊達市、新地町 H24.5.17~: 喜多方市、福島市、川根町
		H24.5.10~: 二本松市
ウメ	H24.5.10~: いわき市、伊達市、新地町 H24.6.6~: 国見町 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市	H24.5.10~: いわき市、伊達市、新地町 H24.6.6~: 国見町 H23.6.6~H24.7.11解除: 相馬市
		H24.5.10~: 二本松市
ユズ	H23.8.29~: 福島市、南相馬市 H23.10.14~: 伊達市、新地町 H24.1.10~: いわき市	H23.8.29~: 福島市、南相馬市 H23.10.14~: 伊達市、新地町 H24.1.10~: いわき市
		H23.9.20~: 伊達市、南相馬市
クリ	H24.9.28~: 二本松市 H24.10.12~: いわき市	H24.9.28~: 二本松市 H24.10.12~: いわき市
		H24.9.28~: 国見町
キウイフルーツ	H23.9.17~: いわき市、南相馬市 H24.10.12~: いわき市 H23.12.9~: いわき市、南相馬市	H23.9.17~: いわき市、南相馬市 H24.10.12~: いわき市 H23.12.9~: いわき市、南相馬市
		H24.10.12~: いわき市

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月14日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。)</p> <p>H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧首都村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.5～: 福島市 (旧高畠町の区域に限る。)</p> <p>H23.12.8～: 二本松市 (旧猪沢村の区域に限る。)</p> <p>H23.12.19～: 伊達市 (旧猪沢村及び旧高畠町の区域に限る。)</p> <p>H24.1.4～: 伊達市 (旧猪沢村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横瀬、船引町中山字小原及び字下鳥沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内固有林地森林管理権26.1林班の区域、2.52林班、2.53林班の一部、2.58林班から2.70林班まで、2.63林班から3.00林班まで及び3.01林班から3.03林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル以上3.0キロメートル圏内の区域のうち原町区高崎字舟助常、原町区高崎字舟助常、原町区高崎字舟助常、原町区高崎字舟助常、原町区片寄字舟行塚及び原町区大原字舟行塚並びに市内固有林地森林管理権20.94林班から20.91林班まで、20.95林班から20.96林班まで及び20.97林班から20.99林班まで及び1.31林班の区域に限る。)、福島市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び前向合を除く。)、旧平田村、旧鹿塙村、旧田野村、旧余目村、旧川崎村、旧松原町、新郷村 (内浦を除く。)に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町月瀬 (猪ノ下、松橋川原、向左及びノ瀬に限る。)及び月瀬町御代田 (北川東、西及び新郷)に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町月瀬川に限る。)、旧猪沢村、保原町所沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郡山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び田代内)、美川町新田及び美川町轄谷に限る。)、旧石井村、白上集原村、白水村、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、佐石及び上ノ台を除く。)、美川町新田及び美川町轄谷に限る。)、旧石井村、白上集原村、白山町、旧小学校、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木戸村 (岩代町)及び旧木戸村 (東和町)の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和小沢村 (白沢村)及び旧木戸町の区域に限る。)、猪折町 (旧木戸村及び旧鶴合村の区域に限る。)及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.4.5～: H24.7.26一部解除: 猪苗町 (内浦を除く。)、伊達市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び前向合を除く。)、旧平田村、旧鹿塙村、旧田野村、旧余目村、旧川崎村、旧松原町、新郷村 (内浦を除く。)に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町月瀬 (猪ノ下、松橋川原、向左及びノ瀬に限る。)及び月瀬町御代田 (北川東、西及び新郷)に限る。)、旧猪苗町 (猪苗町月瀬川に限る。)、旧猪沢村、保原町所沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郡山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び田代内)、美川町新田及び美川町轄谷に限る。)、旧石井村、白上集原村、白水村、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、佐石及び上ノ台を除く。)、美川町新田及び美川町轄谷に限る。)、旧石井村、白上集原村、白山町、旧小学校、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木戸村 (岩代町)及び旧木戸村 (東和町)の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和小沢村 (白沢村)及び旧木戸町の区域に限る。)及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.10.25～: 桑川市 (旧西郷村の区域に限る。)</p> <p>H24.10.29～一部解除: 大玉村 (旧玉井村の区域に限る。)</p> <p>H24.11.5～: 郡山市 (旧富久山町の区域に限る。)</p> <p>H24.11.11～一部解除: 福島市 (旧木原村の区域に限る。)</p> <p>H24.11.11～H24.11.12一部解除: 福島市 (旧木原村の区域に限る。)</p>
イカナゴの稚魚		H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
ヤマメ(稚魚を除く。)		<p>H23.6.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 鹿島川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、桂湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川及びその支流を除く。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち鬼田ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
ウナギ		H24.4.2～: 福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)
アユ(養殖を除く。)		<p>H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)、真野川 (支流を含む。)、新田川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.5～: 阿武隈川 (支流を含む。)</p>
イワナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.12～: 鹿島川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。)及び日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除: 鎌岩川 (支流を含む。)</p>
コイ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.6.10～: 阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)</p>
フナ(養殖を除く。)		<p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アイナメ		
アカガレイ		
アカシタラメ		
イカナゴ(稚魚を除く。)		
イシガレイ		
ウズメバル		
ウミタナゴ		
エイソサニアメ		
ギンメバハル		
クロウシンドウ		
クロソイ		
クロダイ		
ケンシカジカ		
ヨモンカスベ		
サラマス		
サゴロウ		
シロメバル		
ストウダラ		
ヌスキ		
ニベ		
ヌカガレイ		
ハバガレイ		
ヒカンフグ		
ヒラメ		
ホウボウ		
ホンガレイ		
マナゴ		
マジイ		
マコガレイ		
マコチ		
マダラ		
ムツガレイ		
ムライ		
マイタガレイ		
ビヌスガイ		
キラムラサキウニ		
ナガヅカ		
マツカワ		<p>H24.7.12～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p>
ホンザメ		<p>H24.7.26～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p>
ショウサイフグ		<p>H24.8.23～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p>
牛の肉		<p>H23.2.2～一部解除: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H23.2.2～: 猪苗町、郡路町、猪苗町、高岡町、大熊町、双葉町、川原町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p>
イノシシの肉		<p>H23.11.9～: 猪苗町、郡路町、猪苗町、高岡町、大熊町、双葉町、川原町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p>
肉		<p>H23.11.25～: 猪苗町、郡路町、猪苗町、高岡町、大熊町、双葉町、川原町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H23.12.2～: 郡路町、猪苗町、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、鶴来町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、猪町、天栄村、玉川村、平野村、矢吹町、猪苗町、猪苗町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西会津村、東磐梯村、東吾妻村、中島村、鉢淵村</p>
クマの肉		<p>H23.12.2～: 猪苗町、郡路町、猪苗町、高岡町、大熊町、双葉町、川原町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</p> <p>H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗崎村</p>
ヤマドリの肉		H24.11.13～: 全域

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

青森県		出荷制限	
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、南上市 H24.10.30～: 青森市	
水産物	マダラ	H24.8.27～H24.10.31解禁: 青森東通村尻屋崎灯台と北海岸館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町櫻巣岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線上青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.31～: 一関市、奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.4.13～: 鹿角市、住田町	
	原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.20～: 大船渡市 H24.4.25～: 一関市、石巻市、奥州市、平泉町、大船渡市 花巻市、北上市、平泉町、金ケ崎町、山田町 H24.5.10～: 花巻市	
野菜類	原木なめこ(露地栽培)	H24.10.18～: 大船渡市、石巻市 H24.10.23～: 鹿角市、田代町 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.10.11～: 一関市、鹿角市、平泉町	
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～: 石巻市 H24.10.25～: 奥州市 H24.11.2～: 一関市、奥州市 H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.10.25～: 一関市、鹿角市、金ケ崎町 H24.11.2～: 一関市 H24.5.10～: 奥州市、花巻市 H24.5.14～: 一関市 H24.5.15～: 石巻市 H24.11.2～: 住田町	
野菜類	こあぶら	H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.19～: 一関市、奥州市 H24.5.19～: 一関市、奥州市 せり(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 一関市、奥州市 H24.5.19～: 一関市、奥州市 せんまい
	わらび(野生のものに限る。)	H24.5.18～: 一関市、鹿角市、高田町	
穀類	ソバ	H24.11.13～: 盛岡市(田泽沢村の区域に限る。)、一関市(田大里町の区域に限る。)	
水産物	スズキ	H24.8.25～: 最大高潮時海岸線上沿手宮城県島根県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	クロダイ	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上沿手宮城県島根県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	マダラ(養殖を除く。)	H24.5.2～: 横井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。) H24.5.8～: 横井川(支流を含む。)及び砂川(支流を含む。)、豊浦ダムの上流及び豊浦ダムの上流を除く。)	
	ウグイ	H24.6.12～: 横井川(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.1～: 全域(魚の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
	グラムの肉	H24.9.10～: 金城	
	シマの肉	H24.7.28～: 金城	
	ヤマドリの肉	H24.10.22～: 金城	
宮城県		出荷制限	
野菜類	たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町 H24.8.29～: 開瀬市 H24.1.18～: 白石市、角田市 H24.3.8～: 丸森町 H24.3.15～: 仙台市 H24.4.1～: 仙台市、南三陸町 H24.4.11～: 仙台市、南三陸町 H24.4.12～: 石巻市 H24.4.19～: 石巻市 H24.4.20～: 大崎市 H24.4.27～: 仙台市、名取市、周辺町 H24.5.2～: 仙台市、大和町、喜多方市 H24.5.9～: 仙台市 H24.5.10～: 七ヶ宿町 H24.5.18～: 大河原町 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.1～: 東松島市、栗原市 H24.10.2～: 東松島市、栗原市 H24.4.27～: 大崎市、栗原市 くさそて(ごごみ)
	こしあぶら	H24.5.2～: 石巻市、南三陸町 H24.5.11～: 大崎市、南三陸町 H24.5.12～: 仙台市、七ヶ宿町 H24.5.17～: 大河原町	
水産物	クロダイ	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県仙台市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	スズキ	H24.11.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線及び宮城県仙台市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	ヒラメ	H24.4.12～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県仙台市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	マダラ	H24.5.2～: 最大高潮時海岸線上沿手宮城県島根県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線及び宮城県仙台市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
肉	ヒガングフ	H24.5.2～H24.8.30解禁: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。) H24.5.8～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城県島根県界の正東の線、宮城県仙台市金華山頂上から正西に引いた両市社屋半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.20～: 宮城県石巻市内兩河原川(支流を含む。ただし、セケダダムの上流を除く。)	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	H24.5.14～: 大河原川の大倉ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の秋保大橋の上流(支流を含む。) H24.5.24～: 三浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び利根川(支流を含む。)ただし、利根川及びその支流並びに荒瀬川4段堤の上流を除く。) H24.5.28～: 江戸川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び二浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。) H24.6.22～: 一浪川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)及び利根川のうち荒瀬ダムの上流(支流を含む。)	
	ウグイ	H24.4.20～: 宮城県内両河原川(支流を含む。)ただし、セケダダムの上流を除く。) H24.5.18～: 大河原川の上流(支流を含む。)	
肉	牛の肉	H23.8.2～: 金城(魚の定める出荷・検査方法に基づき管理される牛を除く。)	
	イノシシの肉	H24.5.22～: 角田市、丸森町、山元町 H24.6.25～: 金城(上記地図を除く。)	
	クマの肉	H24.6.25～: 金城	
山形県		出荷制限	
肉	クマの肉	H24.8.10～: 金城	
茨城県		出荷制限	
原乳		H23.3.23～4.10解禁: 全域	
野菜類	ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解禁: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解禁: 北埼玉市、高萩市	
	カボチャ	H23.3.21～4.17解禁: 全域	
野菜類	ハセリ	H23.3.23～4.17解禁: 全域	
	タケノコ	H24.4.1～: 小美玉市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.12～: 石岡市、鹿嶼郡、笠間市、芳賀市、猿島郡、朝霞町、栗原町 H24.4.19～: ひたちなか市、鹿嶼郡、栗原町 H24.4.20～: 北茨城市、大洗町	
水産物	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.10.20～: 朝霞市、猿島郡、北茨城市、つくばみらい市	
	原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 行方市	
水産物	こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常総市(野生のものに限る。)	
	ヒラメ	H24.7.28～: 常総市(野生のものに限る。)	
水産物	イカ	H24.7.28～: 常総市(野生のものに限る。)	
	コミンカスペ	H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上鶴来城隈県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上鶴来城隈県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物	アメカラヌマズ(養殖を除く。)	H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上鶴来城隈県界の正東の線、我が国特徴的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上鶴来城隈県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	ギンブナ	H24.4.17～: 鶴来市、常総市(養殖を除く。)にこれらの避難に備入する河川並びに常総市河川(避難を除く。)	
肉	イノシシの肉	H24.5.25～: 鶴来市、常総市(養殖を除く。)にこれらの避難に備入する河川並びに常総市河川(避難を除く。)	
	茶	H23.12.2～: 一般解禁: (他の市の山林等)検査方針に基づき使用されるインシの肉を除く。	
茶		H23.8.2～H24.10解禁: 吉田市、常総市、坂東市、八千代町、境町 H23.6.2～H24.4.9解禁: 大字町 H23.8.2～H24.5.23解禁: 常総太田市、常総大宮市 H23.8.2～H24.5.24解禁: 石岡市、那珂市、城里町 H23.8.2～H24.5.25解禁: 鹤来市 H23.8.2～H24.5.26解禁: 高萩市 H23.8.2～H24.5.27解禁: 白石市 H23.8.2～H24.10.5解禁: 荘内町	
		H23.8.2～H24.11解禁: つくば市	

※ の箇所は、出荷制限の場所

1

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.2解除：黒磯原市、塙谷町 H23.3.21～4.7解除：塙谷町	
カキナ	H24.6.2～：日光市、真岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～：那須町 H24.6.8～：牛久市	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.15～：那須町 H24.9.29～：大田原市 H24.10.10～：塙谷町 H24.10.15～：那須烏山市	
タケノコ	H24.6.1～：那須塩原市、塙谷町 H24.6.5～：日光市、大田原市 H24.6.7～：那須町	
原木シタケ(露地栽培)	H24.6.1～：那須塩原市、牛久市、 那須塩原市、さくら市、那須町、塙谷町、那須瓦町、那須町 H24.6.11～：大田原市、塙谷町 H24.6.15～：日光市、那須市、真岡市、那須烏山市、上三川町、落木町、市貝町、那珂川町 H24.6.19～：木下町、壬生町 H24.6.25～：那須町、牛久市 H24.6.28～：那須塩原市、矢板市 H24.6.10～：那須町、那須町 H24.6.15～：大田原市 H24.6.29～：さくら市 H24.6.8～：那須町 H24.6.25～：壬生町	
野菜類	H24.6.1～：那須塩原市、牛久市、 那須塩原市、真岡市、 H24.6.15～：大田原市、那須塩原市 H24.6.11～：日光市、佐野市、さくら市、那須烏山市、上三川町、落木町、市貝町、那須瓦町 H24.6.15～：那須町、牛久市、真岡市、那須烏山市、上三川町、落木町、市貝町、那珂川町 H24.6.19～：木下町、壬生町 H24.6.25～：那須町、牛久市 H24.6.28～：那須塩原市、日光市 H24.10.4～：牛久市 H24.10.16～：那須町 H24.10.28～：牛原町 H24.11.1～：那須町 H24.11.15～：那須塩原市、日光市 H24.5.1～：大田原市、塙谷町 H24.5.2～：那須塩原市 H24.6.1～：大田原市、那須町、木下町(野生のものに限る。) H24.6.3～：宇都宮市、那須烏山市(野生のものに限る。) H24.6.7～：那須町、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町(野生のものに限る。) H24.6.19～：さくら市(野生のものに限る。) さんしょう(野生のものに限る。) H24.5.1～：宇都宮市、日光市 H24.6.14～：那須塩原市 H24.6.15～：大田原市 H24.6.1～：宇都宮市、那須町(野生のものに限る。) H24.6.3～：大田原市、矢板市 H24.6.1～：宇都宮市、那須町、矢板市 H24.6.17～：大田原市、那須市 H24.9.14～：那須塩原市、塙谷町 H24.9.18～：大田原市 ヤマメ(養殖を除く。) H24.8.10～：那須県内の那須川のうち日光市尼瀬町内の区間(支流を含む。ただし、荒川との合流点から下流の部分に限る。) 水産物 イワナ(養殖を除く。) H24.6.20～：那須県内の那須川のうち日光市尼瀬町内の区間(支流を含む。) ゼンマイ(野生のものに限る。) H24.6.5～：大田原市、那須川(野生のものに限る。)及び那須県内の那須川のうち那須川との合流点の上流(支流を含む。ただし、那須ダムの上流及びその支流を除く。) ガモ(野生のものに限る。) H24.5.2～：H24.9.28解除：塙谷川(支流を含む。)及び木川(支流を含む。) H24.5.30～：H24.9.28解除：木川(支流を含む。) 肉 イノシシの肉 H23.12.2～：金崎 H23.12.5～：那須川(定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。) シカの肉 H23.12.2～：金崎 その他 H23.6.2～：那須市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除：全県	
カキナ	H23.3.21～4.8解除：全県	
農産物	H24.9.28～：渋田市、東吾妻町、周東村 H24.10.10～：高山村 H24.10.19～：安中市 H24.10.29～：安曇原町 H24.11.15～：みなかみ町	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.1～：那須川(うち那須川から東京電力株式会社佐久発電所豊原川敷水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び木下川(支流を含む。)) H24.6.1～：那須川(うち那須川から東京電力株式会社佐久発電所豊原川敷水施設までの区間(支流を含む。)及び那須川(支流を含む。))	
水産物	ヤマメ(養殖を除く。) H24.6.1～：那須川(うち那須川から東京電力株式会社佐久発電所豊原川敷水施設までの区間(支流を含む。)及び那須川(支流を含む。)) イワナ(養殖を除く。) H24.6.8～：那須川(うち那須川の上流(支流を含む。)) 肉 イノシシの肉 H24.10.10～：金崎 肉 シカの肉 H24.11.14～：金崎 その他 H23.6.29～：那須市 H23.6.30～H24.5.28解除：栃生市	
埼玉県		出荷制限
黄雀	H24.10.19～：鶴ヶ島市、鶴ヶ島町 H24.10.29～：ときがわ町 H24.11.1～：鳩山町	
キノコ類(野生のものに限る。)		
物		
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除：旭市、香取市、多古町	
ジン杨欢、チングレイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
パリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
セリ	H23.4.4～4.22解除：旭市	
タケノコ	H24.4.5～：市原市、木更津市 H24.4.6～：我孫子市、柏市 H24.4.11～：柏市、白井市、八千代市 H24.4.12～：我孫子市 H24.4.15～：柏市 H24.4.19～：市原市 H24.4.25～：我孫子市	
農産物	H23.10.11～：我孫子市、柏市 H23.10.12～：柏市 H23.12.25～：柏市 H24.2.25～：我孫子市 H24.4.10～：柏市 H24.4.19～：千葉市、八千代市 H24.5.19～：市原市 H24.6.11～：我孫子市 H24.6.18～：市原市	
原木シタケ(露地栽培)		
原木シタケ(施設栽培)		
水産物	ギンブナ H24.7.10～：平塚招致及び平賀港に流入する河川(支流を含む。)、平塚川(支流を含む。)	
肉	イノシシの肉 H23.6.2～：鶴ヶ島市	
その他	イノシシの肉 H23.6.2～：鶴ヶ島市 H23.6.2～7.7解除：大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除：鶴ヶ島市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他	H23.6.2～8.29解除：南足柄市 H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除：愛川町、清川村 H23.6.23～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中井町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：真鶴町 H23.5.2～H24.10.19解除：湯河原町	
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉 H24.11.5～：金崎(佐渡市及び島根県境村を除く。)	
山梨県		出荷制限
黄雀	キノコ類(野生のものに限る。) 物	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
黄雀	キノコ類(野生のものに限る。) 物	H24.9.30～：飯田市、御代田町 H24.10.1～：小諸市、飛騨村 H24.10.11～：佐久市
静岡県		出荷制限
黄雀	キノコ類(野生のものに限る。) 物	H24.11.5～：御殿場市、小山町

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

福島県		摂取制限
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
野菜	結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
原本しいたけ(露地)		H23.4.13～: 館林村
		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)	H23.4.20～: 全域 H24.6.22解除: H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象